

9. 「暴風警報」「特別警報」の措置について

台風の接近時などに、本校の在る泉州地域に「暴風警報」（大雨・波浪等、他の警報は対象外）もしくは「特別警報」（大雨・波浪等、すべての場合が対象）が発表された場合に、下記の要領で授業を実施することになっています。ただし、お住まいの地域で災害被害が出る等、危険な場合などは、授業の有無に関わらず、登校の可否を適切に判断してください。

1. 午前7時までに「暴風警報」および「特別警報」ともに解除された場合
・・・・・・・・・・平常どおり授業開始
2. 午前7時現在「暴風警報」「特別警報」のいずれかが継続中で、
午前10時までにとも解除された場合 ・・・・・・・・・・5限より授業開始
(ただし、考査・短縮等で午前みの予定の場合は、原則臨時休校)
3. 午前10時現在「暴風警報」「特別警報」のいずれかが継続中の場合
・・・・・・・・・・臨時休校

※生徒手帳 P. 25 掲載

※臨時休業等になった際は、「メールマガジン」の配信や、「緊急時連絡用ブログ」への掲載を予定しています。参考にご覧ください。

10. 高校生活を楽しくするために

成績がよく、友達がたくさんでき、卒業後の進路も希望通りとなれば、高校生活が楽しくなること間違いありません。しかし、好きなことを好きなときにしていたり、しなくてはならないことをしなかったりでは、成績は悪くなり、友達ともうまくいかず、進路も決まりません。これから始まる生活を楽しいものにするために、次に示す事柄に気をつけて生活してください。

(1) 良い生活習慣を身につける

生活の基本は睡眠です。夜更かしの癖はつけないように気をつけましょう。寝るのが遅いと、朝、起きることができない、遅刻する、授業がわからない、提出物が出せない、成績が悪くなる、欠点をとる、進級できないなどの悪循環が待っています。

(2) **規律を守り、礼儀正しく、お互いを大切にする**

高校生活の中で一番大事なものの一つに友達があります。自分の都合ばかりで行動しては、友達はできません。他人の気持ちをわかろうとし、他人の立場になって考えることができるようになってください。また、先生ともよい関係が築けるように努力してください。

(3) **自主性、責任感をもつ**

自分の考えや気持ちは、きちんと言葉にして言わなければ相手に伝わりません。周りの人に自分を知ってもらうためにも、しっかりとした表現力を身につけましょう。何も言わなくてもわかってもらえるだろうという甘い考えは、まず捨ててください。そこから自主性が育ち、逆に自分の発言や行動に責任が持てるようになります。

(4) **協調性をもち、協力する**

嫌だからやらないのではなく、自分ができることを見つけて進んでやるようにしましょう。世の中には、一人ではできないことがたくさんあります。文化祭、体育大会などの行事は、みんなの協力がなければ成り立ちません。クラスで足りないところをお互いに補い合って協力していけば、素晴らしい活動ができます。

(5) **根気と創意工夫**

何かを続けていると、どうしても途中で嫌になったり、投げ出したくなったり、やめなくなったりします。しかし、せつかくそこまでがんばったのだから、そこまでの努力を無駄にしないよう最後までやり抜くことによって、弱い自分に勝ち、よい習慣が身につく、自分に自信が持てます。自分に自信を持つことができれば、他人の事を許せる心の余裕が生まれ、人間関係もうまくいくようになります。

また、自分に自信が持てると、人に言われてからするのではなく、自分から進んでやろうとする気持ちを持つことができるようになります。すると、自分で考えるようになり、創意工夫する態度が身につく、新しい発見を経験するかもしれません。

1 1. 学校内での携帯電話について

携帯電話は原則として、校内持ち込み禁止です。やむなく校内で携帯電話を使用し、次のような行為があった場合には、以下のように指導します。

(1) 授 業 中

- ・公共マナーの観点から、呼び出し音・バイブ音が鳴らないようにしておく
- ・授業に集中するため、メールなどを見ないなど、カバンの中に入れておく

これらの事が守られない場合は、携帯電話を授業担当者が預かり、担任を通じて直接保護者の方へお返しするようにしています。

(2) 定期考査中

最近の携帯電話は多機能になり、メール、計算、辞書などの機能を持ったものがあります。したがって、考査中に携帯電話を見た場合、不正行為とみなします。そのため、考査中は、不正行為防止のためにも、携帯電話の電源を切り、必ずカバンに入れておくように指導しています。

(3) トラブルについて

Twitter (ツイッター)、Blog (ブログ)、LINE (ライン) 等のSNS上でのトラブルが頻発しています。「これぐらい、いいか」の感覚が人権を侵害し、日常生活において様々な人とのトラブルの原因となっています。発覚すれば学校から厳しく指導させていただきます。

以上の内容について、保護者の皆様も「授業を大切にする」「不正行為を許さない、防止する」「トラブルを起こさない」という点から、ご理解、ご協力をお願いします。

1 2. 服装規定

(服装は清潔・端正・簡素を旨とし良識に従うこと。)

(1) 制 服

- 男子制服
(夏制服) 本校指定詰襟学生服上下・指定のカッターシャツ
本校指定スラックス・シャツ
- 女子制服
(夏制服) 本校指定ブレザー・スカート・指定のカッターシャツ
(リボン又はネクタイを着用)
本校指定スカート・シャツ

- その他の制服 本校指定ベスト・セーター・カーディガンおよび、
女子用スラックス（冬・夏）
※本校指定以外のベスト・セーター・カーディガン等の着用
は認めない。

- (2) 制服は変造することを禁止する。また、正しく着用すること。
- (3) 通学靴
- ・高校生らしく、機敏に行動できる靴で登校すること。
 - ・ハイヒール、サンダル、ブーツ等は認めない。
- (4) カバン
- ・あまり高価な物を使用せず、勉強やクラブ活動に適したものを使用すること。
- (5) 防寒着
- ・学校指定のウインドブレーカーを用いること。
(本校指定の詰襟学生服、ブレザーを着用した上に。)
- (6) 校舎内上履
- ・学校指定のスリッパ（学年色別）を使用すること。
- (7) 化粧、染髪、パーマ、エクステ、激しい刈り込み、マニキュアやネックレス、カラーコンタクト、指輪、ピアスその他の装身具の着用は、一切禁止する。

13. 単車（自動車）使用、運転免許取得について

高校生の単車、自動車などの運転による、痛ましい交通死亡事故が後を絶ちません。本校では、生徒諸君の生命の安全を守るため、以下の3点を指導方針としています。

- (1) 本人あるいは他人の運転にかかわらず単車、自動車などによる登下校をさせない。
- (2) 原動機付自転車を含め、あらゆる運転免許をとらせない。
- (3) 原動機付自転車を含め単車、自動車を所有させない。

上記に反する行為を発見した場合は、道路交通法違反の有無にかかわらず厳しく指導させていただきます。

※フル電動自転車は原動機付自転車として扱い、同様の指導対象となります。

14. 自転車通学について

- (1) 自転車通学を希望する人は、事前に「自転車通学許可願」を提出すること。
- (2) 自転車は、決められた置場に施錠して置くこと。
- (3) 自転車は、指定されたステッカーを後輪カバーにつけ、反射板、電灯などの夜間安全標識灯をつけること。
- (4) 通学にあたっては、自転車は車両とみなされ、自転車の責任は大きくなりました。二人乗りや並走をせず、安全運転をすること。
- (5) 自転車の破損、盗難があった場合は、すぐ生徒指導室または職員室まで届けること。
- (6) 自転車の特徴（番号、車種、メーカーなど）を生徒手帳に控えておくこと。
- (7) 任意保険の加入をおすすめします。また、盗難保険も有効です。
- (8) 最寄駅からの自転車通学は、駅付近の有料駐輪場を借りていただくこととなります。

その全部又は一部を還付することがある。
第23条 第21条に定める入学料及び授業料は、委員会の定めるところにより、免除することがある。

第24条 校長は、入学を許可された者が、第22条第1項により別に定めた期日までに入学料を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

第26条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2. 懲戒のうち、退学、停学、及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席普でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

生徒心得

高校生活においては、何事によらず、自主的な態度が要求される。それは、校訓にも示されているような、まわりに流されぬ強い自分をつくる努力と切りはなすことができぬものである。

将来のために真剣に学ぶとともに、高校生活の責任を大切にし、人とのつながりを深めよう。

第1章 生活態度

自分の人格に誇りを持ち、学習上の立場を自覚し、品位を失わず、しっかりした生活態度を自律的に確立するようにつとめよう。

1. 先生・来客・友人に對し、場面になつた礼儀作法を忘れぬこと。
2. 意を尽くした言葉づかいをし、高校生にふさわしくない話題や表現はつしむこと。
3. 服装規定
服装は清潔・端正・簡素を旨とし、良識に従うこと。

(1) 制服

男子制服 本校指定詰襟学生服上下・カッターシャツ。

(夏制服) 本校指定スラックス・シャツ。
女子制服 本校指定ブレザー・スカート・カッターシャツ (リボン又は

- ネクタイを着用)。
 (夏制服) 本校指定スカート・シャツ。
 その他の制服
 本校指定ベスト・セーター・カーディガン及び、女子用スラックス(冬・夏)
- (2) 制服は改造することを禁止する。
 - (3) 通学靴
 高校生らしく、繊敏に行動できるもの。
 ハイヒール、サンダル、ブーツ等は認めない。
 - (4) カバン
 高校生らしいものを用いる。
 - (5) 防曇着
 学校指定のワインドブレードカーを着用すること。
 - (6) 校舎内上履
 学校指定のスリッパ(学年色別)を使用すること。
 - (7) ① 染髪、パーマ、エクステ、激しい刈り込み等は一切禁止する。
 ② 化粧、マニキュア、カラコン、タクトやネックレス、ピアス、指輪、その他の装身具の着用は、一切禁止する。
4. スマートフォン・携帯電話等については、

12

SHR中や授業中の使用は厳禁する。また、着信音等が授業の妨げにならないよう、SHR中や授業中は電源を切ること。
 SNSへの投稿は、個人情報が入り込む恐れがあるので十分注意すること。特に、学校や個人の肖像権を侵害する恐れのある写真等は投稿を禁止する。また、他人の名誉を棄損するような誹謗や中傷は厳禁する。

第2章 対人関係

個性の伸長と確立のために、他の多くの人格との触れ合いをもつことは大切なことである。おのれを失わず、他の人格と協調し、互いの人格を尊重しあう態度をもつこと。真剣に意見をたたかわせ、悩みや苦しみをお互いに支えあえる友を真の友人であることを知ろう。

1. 異性との交際においては、相互の特性を理解して、明朗な交際の中で協力しあうこと。
2. 先輩・後輩の間柄において、まちがった上下関係におちいることなく、相互の敬愛と批判を失わぬこと。
3. いかに親しい交際でもみだりに交友の家に宿泊したり、物品の贈答や金銭の貸借などはやめること。

13

第3章 集団活動

学校生活において、いろいろな生徒集団の自治活動は、きわめて大きい役割をになっている。民主的な規律に従い、自発性、計画性をもってこれに参加して、みずからの役割をはたしていこう。それは人間としての生き方の確立にかかわる重要な学習でもある。

1. [ホームルーム]

- (1) 規律のあるいきいきとしたクラスになるよう、全員がよく話しあい、協力しあつて、創意を発揮しよう。
- (2) ロングホームルームについては、学級担任の指導を受けて計画をつくり、よく準備して行うこと。
2. [部活動]
 - (1) つねに健全で規律ある民主的集団として、合理的計画のもとに活動すること。
 - (2) 活動については、生徒活動部及び顧問の指導および部長会議の申し合わせ事項に従うこと。
 - (3) 原則として、放課後になるまでは教室を使用しないこと。
 - (4) 部室の清掃には部員が責任をもつこと。
3. 要許可事項
 - (1) 生徒間の集会・催物・署名運動・募金
.....生徒活動部へ

14

- (2) 対外競技試合・合宿・他校との合同会合
.....部長より顧問へ
- (3) 校外団体への加盟.....生徒活動部へ
- (4) 印刷物の刊行、又は配布.....生徒活動部へ
- (5) ポスター、ビラその他の掲示.....生徒活動部へ

第4章 校内生活

学校は学習の場であり、また集団生活の場である。定められた事項をきちんと実行するのはもちろん、他に迷惑をかけず、何事にもまじめで積極的な態度で取り組んでいこう。

1. 生徒手帳を携行すること。
2. 掲示・放送等による伝達に注意すること。
3. 遅刻・欠席をしないようにつとめること。
*欠席のときは、必ず保護者から連絡してもらおうこと。
4. 急に体調の不良を感じた場合は、近くの先生にすみやかに申し出て指示を仰ぐこと。
5. 自習時間は教室で静かに自習すること。
6. 食堂の販売物は、食堂周辺以外にもち出して飲食しないこと。
7. [清掃]
 - (1) 校舎内外の清掃美化につとめること。
 - (2) 割当てに従い放課後直ちに行い、監督の先生の検査を受けること。

15

(3) ゴミを箸とさぬようにし、気のついた者はすすんで拾うようにすること。

8. 学校の建物・器具は大切に取り扱い、使用したときは後始末を忘れぬようにし、これらを損傷したときは直ちに先生に届け出ることにすること。

9. [遺失物・盗難予防]
(1) 自分の所持品には名前を書き、教室等に放置しないこと。

(2) 多額の金銭や貴重品を持参しないこと。やむをえず持参して身から離すときは、貴重品袋を用いるなどして先生にあずけ、盗難予防に留意すること。

(3) 所持品の紛失又は拾得は、直ちに担任又は生徒指導部の係に届け出ることにすること。

10. 要請可事項

(1) 欠席・早退……(保護者から)担任へ

(2) 始業から放課後になるまでの外出……(保護者から)担任へ

(3) 下校時刻(午後5時)以後の居残り……顧問又は、担任等の付き添い。

(4) 休日、早朝及び放課後の学校施設の使用……顧問より生徒活動部へ

(5) 自転車通学……生徒指導部へ。ただし、自転車通学は厳禁する。

第5章 校外生活

校外にあつては、つねに公明正大に行動し、家人に無用の心配をかけるなようにしよう。一人ひとりの言動が信太高校生全体を代表していることに留意しよう。交通規則、社会道徳等を厳守し、社会の一員としての自覚を失わぬようふるまおおう。

1. 高校生として好ましくない場所、特に青少年保護条例に基づき入場を禁止された場所に入入りしないこと。

2. 警察官や校外指導員の補導をうけた時は、ありのままを素直に答え、臆やかに担任または生徒指導部に連絡すること。

3. 登下校時の安全管理には注意を払うこと。万一不審者との遭遇や事件・事故に巻き込まれた場合は、すぐに警察と学校に連絡すること。

4. 道路の通行・自転車の運転等には道路交通規則を守り、安全に留意し、万一事故のあった場合はすぐ警察と学校に連絡すること。

5. 旅行をするときは保護者より学校の許可を得ること。

6. アルバイトはできるだけしないように、止むを得ず、しなければならぬ時はよくその仕事の性質、環境を調べ保護者とよく

- 相談して決めること。
 7. 学校の内外を問わず、集会をしたり、団
 体を結成したり、他の団体に加入したり、
 しようとするときは事前に保護者とよく相
 談して、許可を得ること。
 8. 外出は行先・帰宅時間を家人に告げ、外
 泊は必ず家庭の承諾を得ること。

届出および許可を要する場合と手続
 (届出・届出事項一覧)

事 項	所 定 用 紙	用 紙 の 場 所	手 続 き
1 欠席する場合			始業時刻までに保護者より 電話等で連絡する。
2 インフルエンザ や学校感染症 症にかかった 場合	学校感染症 証明書 (ホームページ からダウンロード 可能)	職員室	保護者から担任へ連絡し、 証明書を当日担任に提出 する。 (医師の診断書でも可)
3 遅刻した場合	遅刻 カード	生徒指導室	カードを受け取り、教室で 授業中の先生へ提出する。 休校期間の場合はカード 各々の期間の発着担当の先 生へ提出する。
4 早退する場合	早退書	職員室	担任の許可を受け退校(外 出)する。早退の場合は専 任指導員へ連絡する。一時 外出の場合は帰校時たまた みに担任に連絡し、早を提出 する。
5 学校統一時外出 する場合	外出届	職員室	
6 欠席する場合	欠席理由届	職員室 (ホームページ からダウンロード 可能)	担任に所定の事項を記入し、 指定された期日までに担任 に提出する。(診断書等が 必要な場合もある)
7 印刷物(冊子 用紙を含む) や文書を作成 し配布する機 会			発着段階について生徒活動 部の許可を要した後に行う。